第百六十三号

令和三年

曜

等に関する事務 続の適正性の検証 貸付業務に係る手

一月 日 日

月

示

目

次

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定め ……二七

○土砂災害警戒区域の指定…………………………………………………………………………………二八

○令和三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度…………|三三

告 示

山梨県告示第二十二号

規定により、 山梨県附属機関の設置に関する条例 附属機関を設置することとしたので、同条第四項により次のとおり告示す (昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の

令和三年二月一日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

	員会係る検証委任民訴訟に	附属機関
れている県有林の (住民訴訟)事件 において対象とさ) 第六号損害賠償成二十九年(行ウ財・大人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人	担任事務
	三人	委員の定数
	弁護士	委員の要件
7 月三十日ま	令和四年一	委員の任期
	理課 政経営管	所管課

Щ

梨 県 公

報

第百六十三号

令和三年二月一日

山梨県告示第二十三号

の算定に関する政令の規定による知事が定める数(令和二年山梨県告示第二十五号) 次のとおり定め、令和三年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等 項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数を 下「政令」という。)第九条第三項、 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以 令和三年三月三十一日限り、廃止する。 第五項、 第八項及び第九項、第十条第三項、第六

令和三年二月一日

山梨県知事 幸 太

政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 〇 · 九

政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 _ .

二三五八八〇一一〇四三八

政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数

一・〇三六〇四三八一一三二七七

政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める

〇· 七

五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定

める数 一・〇二六九二一〇五一八〇五七

六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知 事が定める数 ○・九九九九九九九九七一六八○

七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数とし

て知事が定める数 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数 〇·七

一・〇五九二九七七二八七五二〇

政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定

〇・九九九九九九九三三〇二六

政令第十 一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事

が定める数 〇・七

Ш

山梨県告示第二十四号

第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法)

令和三年二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一中北建設事務所管内

南アルプ	同	甲府市	市町村名
福小路	小平沢	東山	域の名称土砂災害警戒区
同	闰	地すべり	の種類
同	司	おり図のと	区域の表示
同	司	新規	事 指項 定
			指定告示

に備え置いて縦覧に供する。「次の図」は省略し、その関係図書を山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務で

二 峡東建設事務所管内

间	山梨市	市町村名
鳥谷原	小グシ	域の名称土砂災害警戒区
田	地すべり	の種類
同	おり 次の図のと	区域の表示
同	新規	事 指項 定
		指定告示

に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は省略し、その関係図書を山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務

三 峡南建設事務所管内

新						新								律
				Г					Г	I				
同	同	同	同	同	同	同	同	司	同	同	同	同	町 市川三郷	市町村名
上之山	割石	西條林	梅ヶ入	南後林	北後林	南向	堂	丸尾根	栃久保	横道	梅平	見通	別所	域の名称
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	地すべり	の種類象
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	おり 図のと	区域の表示
同	同	司	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	事指項定
														指定告示

Щ 身延町 同 可 同 同 可 同 可 同 同 可 同 同 同 同 同 同 梨 県公報 車 田 3 車 田 2 車 田 1 風早 深山口 用用 用用 東之前 鳥屋 大石 梅田 黒沢狩 用用 波高島1 切房木3 切房木2 切房木1 前 - 3 前 - 2 前 1 第百六十三号 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 令和三年二月一日 同 波高島2 芦田 古長谷3 古長谷2 老ノ窪1 清水 入 澤 1 入澤 2 樋口2-2 樋口2-1 樋口1-3 樋口1-2 樋口1-1 古長谷4 古長谷1 老ノ窪2 波高島3 同 同 同 司 同 司 同 同 同 同 司 同 同 同 同 司 同 同 同 同 同 同 司 同 同 同 同 同 同 同 同 同 司 同 同 同 同 同 同 同 同 司 同 同 同 同 同 同 同 同 同 二九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	ī	ij	同	同	同	同	同	-
打越	栗 林 2	栗 林 1	町 屋 2	町 屋 1	垈 沢 5				型 没 1	2 力 力	た 川	1 大川向	田ノ上	田ノ上	田ノ上	田ノ上	
										力見	大川句・匕成房	1 大川向・北城房	田ノ上・丸畑4	ノ上・丸畑3	ノ上・丸畑2	ノ上・丸畑1	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		司	同	同	同	同	司	_
同	同	同	同	同	同	同	闰	同	同	Ī	1	闰	同	同	同	同	_
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	Ī	司	同	同	同	同	同	-
																	_
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	司	_
伊 沼 1	大明神原3	大明神原2	大明神原1	根岸	大子山5	大子山4	大子山3	大子山2	大子山1	日 影 2	日影1	日 向 2	日 向 1	越道 2	越 道 1	塩枯枯	_
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	_
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	_
岡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	_
																	_

山梨県公報
第百六十三号
令和三年二月一日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	富士川町	同	同	同	同	同
下高下	丸山	田之頭	矢川	八町山の4	八町山の3	八町山の2	八町山の1	向村	久保 平	南平	楮畠	伊沼 6	伊沼 5	伊沼 4	伊沼3	伊 沼 2
同	同	同	司	同	同	同	同	同	同	司	同	同	同	同	间	同
同	同	同	同	同	同	同	同	闰	同	闰	同	同	同	同	町	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同

上高下

同

同

同

								四					
间	同	同	同	同	同	身延町	市町村名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同	同	同	同	同
谷 津 1	殿前 – 3	殿前 - 2	殿前 - 1	杉山 - 3	杉 山 2	杉 山 1	域の名称土砂災害警戒区	事務所身延支	小塗手	日向	西畑	寺沢	仙洞田
同	同	同	同	同	同	地すべり	の種類象	内関係図書を	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	おり図のと	区域の表示	山梨県県土整	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	新規	事 指 項 定	備部砂	同	同	同	同	同
							指定告示	所管内の関係図書を山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務					

山梨県公報

土
号
令和三
手
月
H

司	亩	审	甲	同	町	同	闰	凹	审	同	同	南部町	闰	町	町	司
池之山 – 2	池之山 - 1	上り谷戸-1	豊ヶ峯 - 2	豊ヶ峯 – 1	馬込 – 8	馬込 - 7	馬込 – 6	馬込 – 5	馬込 – 4	馬込 – 3	馬込 – 2	馬込 – 1	中 沢 1	丸 山 - 1	谷津 - 3	谷津 - 2
司	审	同	同	同	间	同	同	间	同	同	同	同	同	同	审	同
间	回	同	同	同	回	同	审	田	同	同	同	同	同	回	回	审
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

Ŧ

			五
同	上野原市	市町村名	身延支所に舞って次の図
登下 - 2	登 下 1	域の名称 土砂災害警戒区	部建設事務所開え置いて縦
同	地すべり	の種類	供する。
同	おり図のと	区域の表示	山梨県県土整
司	新規	事 指項 定	備 部 砂
		指定告示	管内管内というでは、「おおおりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ

					r		1			
回	闰	司	同	同	同	同	同	司	同	同
居里 1	塩沢 - 1	杉尾 – 3	杉尾 - 2	杉尾 - 1	西 川 I 1	富岡 - 2	富岡 1	屋 敷平 - 1	松山 - 2	松山 - 1
闰	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	田	田	同	同	同	同	同	同	同	同
同	回	回	同	同	同	同	同	同	同	同

買	
夏地	
同	
同	
同	

事務所に備え置いて縦覧に供する。「次の図」は省略し、その関係図書を山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設

山梨県告示第二十五号

備え置いて縦覧に供する。の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所にの位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

令和三年二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和三年一月二十五日
- 指定道路の位置 笛吹市石和町今井字参宮地二百四十四番一

 \equiv

指定道路の幅員 最大四・〇一メートル 最小四・〇〇メートル

指定道路の延長 三十四・七八メートル

公 告

令和三年二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

甲府地区土砂流出防備保安林 笛吹川土砂流出防備保安林 笛吹川水源かん養保安林 甲府地区保健保安林 甲府地区水源かん養保安林 同 0) 単 位 と さ n る 保 安 林 皆 六二七・四八ヘクタール 伐 一七九・一三へクタール 七八・四〇ヘクタール 一〇・七四ヘクター 三・三六ヘクタール 面 積 0) 限 度

Щ

梨県公報

第百六十三号

令和三年二月一日

一、七六九・七二へクタール 一、七六九・七二へクタール 八・九〇へクタール 一、〇九七・八〇へクタール 七二四・二一へクタール 一八・一〇へクタール 一二〇・三〇へクタール 一七二・四八へクタール 一七二・四八へクタール

発行者	山梨
山梨県	梨県公報
	第百六十三号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
ユハ番 一号	令和三年二月一日
印刷所	П
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
二丁目六番	
	_
	三四